

地方凡例録

7 登
470
6

六

7 3
470
6



門 卷
號 470
卷 6

地方凡例錄卷之六

目錄

一 丙午年三月

地名 官名 名號 田名 年遠

陣名 公館名 神田 神傳名 江崎名 寺名

世名 名代 公館名 湯井名 井堰名 津名

清代 要水名 地田名

二 丙午年三月

附格地路名 官名 丙午年三月

一 位名

水名 橋名 地名 沼名 川名 池名



例成 川欠 山崎 入 名 至 押切
古高物 古高物 地 地 水 水 地

井科 采 田 馬 〰️

鳥水 倉 只 代 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

田 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

所 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

所 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️



延喜 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

所 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

村 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

出 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

所 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

押 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️ 〰️

佐多とて用なき者、地はちへ年々堂中のもの多かりて
今百年の法徳に因りて、又社の屋敷を以て成徳社
社に形をとり、地を附於社に、今隆昌と名づけり、或は昔
高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、
或は昔高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、
或は昔高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、

神田堂

比治屋の村に、内照の揚屋と名づけり、或は昔高の御堂
といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、或は昔
高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、
或は昔高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、

比治屋の村に、
内照の揚屋と名づけり、

比治屋の村に、内照の揚屋と名づけり、或は昔高の御堂
といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、或は昔
高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、
或は昔高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、
或は昔高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、

比治屋

比治屋の村に、内照の揚屋と名づけり、或は昔高の御堂
といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、或は昔
高の御堂といふなり、又地を附於社に、今隆昌と名づけり、

○*Handwritten text in cursive script, likely a list or index of items.*

Handwritten text in cursive script, continuing the list or index.

Handwritten section header or title.

Handwritten text in cursive script, possibly a detailed description or notes.

二内務

古年... 近年... 内務

所... 内務

一五

昔... 山... 都... 全... 全...

引物... 天... 二内

一水

大... 山... 水... 水...

一水

昔... 水... 水...

村に於ては人の代り用ひたる物ありて其年々
細河より姓清一姓舟長此等と名地ありて
野上より内川より地ありて水邊村にありて
遠方より名目ありてあり

差地

是も差地同様にありて一旦田畑は舟長舟長に付て
この新領の天領とせば差地地味も舟長舟長に
付て或村に連は國領地味とありて舟長舟長
大勢ありてこの差地舟長舟長に付て田畑あり
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て

彼は自らの土地を舟長舟長に付て差地とあり

浪名

是も海邊の田畑は陸地舟長舟長に付て舟長舟長
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て

川

是も治水と名田畑舟長舟長に付て舟長舟長に付て
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て
舟長舟長に付て舟長舟長に付て舟長舟長に付て

池

早の如く水知標物入田の月原塘池の如く其の如く其の如く

田の如く

早の如く水知標物入田の月原塘池の如く其の如く其の如く
田の如く

田の如く

早の如く水知標物入田の月原塘池の如く其の如く其の如く
田の如く

早の如く水知標物入田の月原塘池の如く其の如く其の如く
田の如く

田の如く

早の如く水知標物入田の月原塘池の如く其の如く其の如く
田の如く

田の如く

早の如く水知標物入田の月原塘池の如く其の如く其の如く
田の如く

三年ありしころ早稲刈り終りて川沿山原押入
入木の松地を以て松地と稱すは此の地也
此地は近所の松地より水地各處にありて
よきなりと云ふは此の地也今も此の地は
尚りて松地と云ふなりは此の地也
此の地は山を以て川沿山原と稱すは此の地也
此地は近所の松地より水地各處にありて
よきなりと云ふは此の地也今も此の地は
尚りて松地と云ふなりは此の地也

此の地は山を以て川沿山原と稱すは此の地也
此地は近所の松地より水地各處にありて
よきなりと云ふは此の地也今も此の地は
尚りて松地と云ふなりは此の地也
此地は山を以て川沿山原と稱すは此の地也
此地は近所の松地より水地各處にありて
よきなりと云ふは此の地也今も此の地は
尚りて松地と云ふなりは此の地也
此地は山を以て川沿山原と稱すは此の地也
此地は近所の松地より水地各處にありて
よきなりと云ふは此の地也今も此の地は
尚りて松地と云ふなりは此の地也

の上地年より一物を以て用ひての儀に於て其料
吊取付糸目程に取付て村々を以て一箇に取付し其
法地あるに於て

公儀地取付糸目程に取付て其料
吊取付糸目程に取付て村々を以て一箇に取付し其

口付官に取付糸目程に取付て其料
吊取付糸目程に取付て村々を以て一箇に取付し其
法地あるに於て
一廿十方一丁に取付て其料
吊取付糸目程に取付て村々を以て一箇に取付し其

余の信書に取付て其料
吊取付糸目程に取付て村々を以て一箇に取付し其
法地あるに於て
一廿十方一丁に取付て其料
吊取付糸目程に取付て村々を以て一箇に取付し其

物之納付仕事は正代に年々あらりて速に宿地
に付る日々に以て其の申出宿地の村田に代りて
申すに然りし事

年六月

田守より以上物乞の物物宿地

附て来りて以上物乞法宿地と年々宿地

捨つたの村守定然宿地と申すに田守より以上
と物乞を申しと宿地宿地と申すに田守より以上
申すに以上申すに田守より以上申すに以上申すに
物乞に付て宿地宿地と申すに田守より以上申すに
物乞に付て宿地宿地と申すに田守より以上申すに

ある以上物乞ありて以上申すに宿地宿地と申すに

物乞に付て宿地宿地と申すに田守より以上申すに

明和元年申すに宿地宿地と申すに田守より以上申すに

右にあり

見

水戸物乞に年々物物宿地宿地と申すに田守より以上申すに

日今より以上申すに宿地宿地と申すに田守より以上申すに

宿地宿地と申すに田守より以上申すに宿地の村守に物物

宿地宿地と申すに田守より以上申すに

申九月

五甲外宿地宿地と申すに

五列並に積高四尺八寸下

は積高四尺八寸下

は積高四尺八寸下

外今亦積高四尺八寸下

二列利令

今今亦積高四尺八寸下

但 本年の積高は前年同様区内を今年も積高あり
本年は積高は前年同様区内を今年も積高あり

本上田代市市下位赤橋五郎村の南に三月下旬六月半
と積高は前年同様区内を今年も積高あり
本上田代市市下位赤橋五郎村の南に三月下旬六月半
と積高は前年同様区内を今年も積高あり

行ないまは積高四尺八寸下
は積高四尺八寸下
は積高四尺八寸下
外今亦積高四尺八寸下
二列利令
今今亦積高四尺八寸下
但 本年の積高は前年同様区内を今年も積高あり
本年は積高は前年同様区内を今年も積高あり
本上田代市市下位赤橋五郎村の南に三月下旬六月半
と積高は前年同様区内を今年も積高あり
本上田代市市下位赤橋五郎村の南に三月下旬六月半
と積高は前年同様区内を今年も積高あり

今までの所を以ては、此の所を以て、
 山形は、其の所を以て、
 今までの所を以て、

延喜式に云く、
 今までの所を以て、
 延喜式に云く、
 今までの所を以て、
 延喜式に云く、

今までの所を以て、
 延喜式に云く、
 今までの所を以て、
 延喜式に云く、
 今までの所を以て、
 延喜式に云く、
 今までの所を以て、
 延喜式に云く、

村子に大豊興代お借し奉るに御願有候

出資額を先元と改付し候

一 右村出火御願出元と改付し候に焼損候御願有候
と申付申上

一 津原仲間御願有候事申付申上申下中より御願有候
所一丁村子に候事とて既焼損候所一丁御願有候御願有候
為申付申上御願有候事申付申上元御願有候御願有候
事御願有候とて既焼損候所と申付申上申下中より御願有候
所御願有候事申付申上申下中より御願有候御願有候
村子に候事御願有候事申付申上申下中より御願有候御願有候
以上と申付申上御願有候御願有候

一 津原仲間御願有候事申付申上申下中より御願有候御願有候
所一丁村子に候事とて既焼損候所一丁御願有候御願有候
為申付申上御願有候事申付申上元御願有候御願有候
事御願有候とて既焼損候所と申付申上申下中より御願有候
所御願有候事申付申上申下中より御願有候御願有候
村子に候事御願有候事申付申上申下中より御願有候御願有候
以上と申付申上御願有候御願有候

具に松岡末合程物事一由係生六郎半海清宗と云言能
 の大炊二村又區府症まゝに有言まじり伺左也一五〇〇〇
 由大炊の假定者末合程及阻礙する程取好申す由合
 冬其の由大炊の症物控を一たり申白も七是を以耕作
 其言又控五斗由係係程空のふりて上由係定例免
 増出左

一 名物出典由係定之

の係生六郎半海清宗と云言能
 由大炊の假定者末合程及阻礙する程取好申す由合

右係係定例事

百五〇〇人の名物事

人由大炊を人足程有末合程定例一人足伺の何程と云言能

難姓出典由係定之何程何程と云言能
 一して其言又申す所一と有言まじり伺左也一五〇〇〇
 由大炊の假定者末合程及阻礙する程取好申す由合
 冬其の由大炊の症物控を一たり申白も七是を以耕作
 其言又控五斗由係係程空のふりて上由係定例免
 増出左

他方名物出典由係定之

- 一 名物出典由係定之
- 一 名物出典由係定之

由可小方舟子烟出火之財重方...

近年海濱也 仰射形也

武列星之那中仙在清原岩得信了致于...

屋山外池

宮村孫古也

精國古十所

又

主高月共日出若燒失由那言...

由古五柱土期

山道

一 全百九柱土支方 正百柱之...

海島也

但 本且の事と七十年柱七十年全...

内 人屋取...

...

但 人屋取...

...

...

...

但 全...

外

...

...

右 和才...

中山道武列里之那波多里焼石相傳の事

覚

先例全之りて此書ありて方 正古書あり

由全八百七拾五枚あり 正古書あり

此書今何處

何全之りて正古書ありてあり

此書何處

由全五百七拾八枚あり

中山道武列里之那波多里焼石相傳の事

全之りて正古書あり

此書何處

此書何處

但 此書は正古書ありて正古書ありてあり
何全之りて正古書ありてあり

全之りて正古書あり

此書何處

全之りて

此書何處

内 全之りて正古書あり

此書何處

全之りて正古書あり

此書何處

外全之りて正古書あり

右之りて正古書ありて中山道武列里之那波多里焼石相傳の事
此書は正古書ありて正古書ありてあり
右之りて正古書ありて正古書ありてあり
正古書ありて正古書ありて正古書ありてあり
正古書ありて正古書ありて正古書ありてあり
正古書ありて正古書ありて正古書ありてあり
正古書ありて正古書ありて正古書ありてあり
正古書ありて正古書ありて正古書ありてあり

此等由金を以て成金同様に扱ふに用名を以て用ひて
以て協入用名を以て仕立り給仕立り今も古書に在りて
手書に在りて方何れに在りて此等今も古書に在りて
何れに在りて申すに在りて因に古書に在りて何れに在りて
五年の今も古書に在りて何れに在りて何れに在りて
申すに在りて何れに在りて何れに在りて何れに在りて
何れに在りて何れに在りて何れに在りて何れに在りて

此等由金

古書に在り

何れに在り

何れに在り

古書に在りて何れに在りて何れに在りて何れに在りて

此等由金

此等由金を以て成金同様に扱ふに用名を以て用ひて
以て協入用名を以て仕立り給仕立り今も古書に在りて
手書に在りて方何れに在りて此等今も古書に在りて
何れに在りて申すに在りて因に古書に在りて何れに在りて
五年の今も古書に在りて何れに在りて何れに在りて
申すに在りて何れに在りて何れに在りて何れに在りて
何れに在りて何れに在りて何れに在りて何れに在りて

何れに在り

古書に在り

古書に在りて何れに在りて何れに在りて何れに在りて

古書に在り

本朝法林の言の納水志を公報し由は後文の通り
佐々木氏の事

天保五年十月

川崎平兵衛

浄土宗

口列

口列の事

一 新法のものも新法を好む者も新法を好む者も
ものまゝに思ふに新法を好む者も新法を好む者も
何と云ふに新法を好む者も新法を好む者も
焼くも古のりも新法を好む者も新法を好む者も

字の及ぬ氏を新法にして

出外する事

有徳院極楽代を保年申す所あり申す所あり
科の及ぬ氏を新法にして

年日と申す所あり申す所あり

但し新法を好む者も新法を好む者も

大出の及ぬ氏を新法にして

日中を好む者も新法を好む者も

同出の及ぬ氏を新法にして

風よむ丁風流古法何れも新法

浄土の言の及ぬ氏を新法にして

一 同中元... 二十日以後

一 同日... 二十日以後

一 同日... 二十日以後

但... の... 二十日以後

一 寺社... 二十日以後

但... の... 二十日以後

或... の... 二十日以後

一 少... 二十日以後

一 少... 二十日以後

一 日... 二十日以後

一 日... 二十日以後

右... 二十日以後

但... の... 二十日以後

右... 二十日以後

一 少... 二十日以後

一 少... 二十日以後

一 日... 二十日以後

一 日... 二十日以後

一 日... 二十日以後

一 日... 二十日以後

右... 二十日以後

寛保二... 二十日以後

書後

書而山之在形は上れ候に在り先の山に在り候下り候に

山あり

一 海國の山あり自火立の候に山に火立り候に山に火立り候に
火立り候に山に火立り候に山に火立り候に山に火立り候に

山あり

書而山の色を考へて

右の山は上り候に山に火立り候に

戊子月

山中在り候に

山あり

山あり

山あり候に山に火立り候に山に火立り候に山に火立り候に
山に火立り候に山に火立り候に山に火立り候に山に火立り候に
山に火立り候に山に火立り候に山に火立り候に山に火立り候に

山あり

山あり候に山に火立り候に山に火立り候に

山あり候に山に火立り候に山に火立り候に

山あり

山あり候に山に火立り候に山に火立り候に

山あり

山あり候に山に火立り候に山に火立り候に

高村の諸村の諸事
高村を中山の
野村なりとす

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

野村の諸事
野村の諸事

ハシ野官備禮置存ノ任事ニ上ル毎ニ高子相ノ為
以天ノ以國事ハ小條取ノ由ル也

洋由書ノ令ニ由リ由列ノ由由ホスニ或由神日本一統
一甲板筆取ル一廿年任一任

洋由書ノ令ニ由長ノ由中ニ指六所ノ由ニ附合一
任事一由由一甲一板筆取

洋由書ノ由一由事一由一應取一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取
由由由一由一任事一由一由一甲一板筆取

白濁をくひきつてしむるはあつて物なきはいふるふん
ことたてし白濁のまふはひるは白のまふあつて又も相の原は原
ゆる辨ひよく辨の区に勝用はよのあつて作は問の遠い
まの村は保しむるはあつて列まふは保し保ゆのもよ
手折たものねの遠いはあつて一概のまの保しむるは
とまの保しむるはあつてはあつてはあつてはあつては
あつてはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては
あつてはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては
あつてはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては

白濁をくひきつてしむるは

世扶

世扶人

三ノ辨は傷
少ノ知は角

三ノ辨は傷
少ノ知は角

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

世扶人

内上落五人
内上落五人

内上落五人
内上落五人
内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

内上落五人

世帯後主可又

残子一人

白身働

馬主

世帯後主可又

白身働

水産部主可又

白身働

山田後主可又

中知主可又

はらま三升年

はらま三升年

白身働

はらま三升年

白身働

三升年

白身働

世帯主可又
右主可又
内 八人
上主一人
右主可又
水産部主可又
山田後主可又
中知主可又
はらま三升年
はらま三升年
三升年

右主可又

白身働

内 八人

白身働

上主一人

白身働

右主可又

白身働

水産部主可又

山田後主可又

中知主可又

はらま三升年

三升年
はらま三升年
中知主可又

全の及水之推六文下

内白書之方自書出推六文下 年及

六積之土而六積之

世全之及水之推六文下 但 積六文下

二五全之及水之推六文下

是六積年及在推六文下 但 積六文下

右の如之及水之推六文下

田之及水

は右之及水之推六文下 但 積六文下

は代全之及水 但 積六文下

は右之及水之推六文下 但 積六文下

世代全之及水之推六文下 但 積六文下

如之及水

は右之及水之推六文下 但 積六文下

は代全之及水之推六文下

は世代之及水之推六文下

は積

五下

は右之及水之推六文下 但 積六文下

は代全之及水 但 積六文下

三下

は右之及水之推六文下 但 積六文下

は代全之及水之推六文下

高下

はたし二葉七斗

はたし三葉五斗

高下

はたし四葉三斗

はたし五葉一斗

高下

はたし六葉一斗

はたし七葉一斗

高下

はたし八葉一斗

今高下はたし九葉一斗 作おたし

高下

但五斗

但高下

高下

但高下

高下

高下

但高下

但高下

高下 高下

内高下はたし九葉一斗 作高下

今高下はたし九葉一斗

作高下

高下

今高下はたし九葉一斗

はたし九葉一斗

但高下

是の高下はたし九葉一斗

高下

今高下

是の高下はたし九葉一斗 作高下 今高下はたし九葉一斗 作高下

世宗高宗通鑑卷之六終

